

## 地震・火山噴火予知研究協議会内規（外部評価委員会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成28年4月28日改定

平成29年4月20日改定

### （設置）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）規則第10条第2項の規定に基づき、協議会外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営について定める。

### （目的）

第2条 委員会は、協議会の活動がその目的に沿って適切に実行されているかどうかについての評価を行う。

### （組織）

第3条 委員会は、学識経験者若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

### （委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。委員長は協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

2 委員長は、各委員の評価をとりまとめ協議会議長に報告する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員長代理がその職務を行う。

### （任期）

第5条 委員会は外部評価報告書を協議会議長へ提出することをもって解散する。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、地震研究所事務部が行う。

### （改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

### 附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

### 附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

### 附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月20日から施行する。